

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2014年3月12日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること  
注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：ミャンマー 担当：地球環境部  
案件名：マンダレー市上水道緊急整備計画準備調査（ファスト・トラック制度適用案件）  
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2014年4月下旬～2014年12月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における上水道整備事業に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年3月19日から2014年3月21日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年3月19日から2014年3月24日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年4月2日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 4月上旬
- (5) 契約交渉 : 4月中旬

5 業務の目的

ミャンマーでは長年の経済制裁により、社会基盤の整備が遅れており、ミャンマー全土における上水道接続率（配管で給水を受けている割合）は8%、うち都市部は19%、地方は3%といずれも著しく低い水準に留まっている。ミャンマーの中心部に位置するマンダレー市は人口約125万人を抱えるミャンマー第2の都市であり、ヤンゴンに次ぐ商業都市であると同時に、交通・通信の要衝としても発展している。

都市の発展に伴い、上水道整備は喫緊の課題となっており、これまでJICAは、開発調査「マンダレー市・セントラルドライゾーン給水計画調査」（2001年3月～2003年7月）を通して、当時マンダレー市開発委員会（MCDC）が管轄していた5つのタウンシップを対象に上水道整備マスタープラン策定支援を行った。MCDCは、その後新規の浅井戸設置や既存の配水管網の拡充等いくつかの事業を実施したものの、予算不足もあり、急激な人口増加に施設整備が追い付いていない。かかる状況を踏まえ、2011年にマンダレー市よりJICAに対し、マスタープランの実施促進にかかる支援要請がなされた。

これを受け、JICAは2012年に上水道整備状況等の把握と今後の協力への提言等を目的にフォローアップ調査を実施した。同調査によると、マンダレー市全体の上水道普及率は66.5%であり、北部の4タウンシップの水道普及率が60～90%に達している一方、南部の2タウンシップにおいては6%にも達しておらず、特にピジーダゴンタウンシップにおいては、近年の人口増や商業施設等の建設により水需要が急激に増加し、2000年時点で14.5%であった上水道普及率が2012年度には5.7%に落ち込んでいる。また、当該地域には貧困層が多く居住しており、急激な人口増加に伴う環境の悪化により、家庭排水等によって水質が悪化した非衛生的な浅井戸の利用を余儀なくされている。また、水道水の消毒処理は行われておらず、上水道普及地域においても安全な飲料水供給とは言い難い。しかし、低い水道料金（約5円/m<sup>3</sup>）や高い無収水率（約60%）等による財務面の制約から新規上水道施設整備や消毒による安全な生活用水確保にかかるニーズに十分対応できていない。かかる状況を踏まえ、喫緊の対応策として、ピジーダゴンタウンシップを対象とした水道事業、及び消毒施設の導入にかかる支援を検討することとした。

本調査は、これらを踏まえ、事業規模につき先方関係機関と協議するとともに、無償資金協力として適切な概略設計を行い、事業計画の策定及び事業費の積算を行うものである。

6 業務の範囲及び内容

- (1) 業務対象地域  
マンダレー市
- (2) 相手国関係機関  
マンダレー市開発委員会
- (3) 業務内容
  - 1) プロジェクトの背景、目的、要請内容の再確認
  - 2) 先方の上位計画、事業計画、本プロジェクトの位置付けの再確認
  - 3) 対象地域の上水道計画の確認（給水人口、水需要予測、施設整備計画等）
  - 4) 過去の類似案件及び他開発パートナーの援助動向の確認
  - 5) 無償資金協力として適切な協力範囲、規模、内容並びに相手国負担事項に関する調査
  - 6) 試掘調査（物理探査、試掘、揚水試験、水質調査等）

- 7)地下水賦存量の評価
- 8)サイト状況調査(管路の路線測量、配水池予定地の平面測量、地質調査等)
- 9)社会調査(水利用実態並びに衛生状況、給水満足度、支払意思額等)
- 10)施設建設用地の確保状況の確認
- 11)プロジェクト実施及び運営・維持管理体制の検討(組織面(人員体制)、技術面(施設の運転・維持管理能力)、財務面(料金徴収等))
- 12)ソフトコンポーネント計画の策定
- 13)環境社会配慮事項等にかかる調査
- 14)施設、設備、機材計画調査
- 15)調達事情調査(現地調達、第三国調達、サブコン等)
- 16)施工計画調査(関連法規等)
- 17)先方負担事項(公租公課の免税手続き、給水管接続工事、メーター設置工事等)に係る検討
- 18)プロジェクトの成果、裨益効果、事後評価のための評価指標の検討・関連情報の収集
- 19)その他の配慮事項等の調査
- 20)上記を踏まえた、無償資金協力の意義(妥当性)、範囲、基本構想、概略設計、実施計画、概略事業費積算、運営・維持管理計画の策定
- 21)事業費等のドナー比較
- 22)プロジェクトの評価

## 7 成果品等

- (1) 業務計画書(2014年4月下旬)
- (2) インセプション・レポート(2014年5月中旬)
- (3) 現地調査結果概要(2014年6月下旬)
- (4) 準備調査報告書(案)(2014年9月中旬)
- (5) 概略事業費(無償)積算内訳書(2014年11月中旬)
- (6) 概要資料(2014年11月中旬)
- (7) 準備調査報告書(2014年12月中旬)

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任/水道計画(評価対象予定者)
- (2) 地下水開発/水理地質(評価対象予定者。対象国経験・語学力評価せず。)
- (3) 上水道施設計画・設計(評価対象予定者)
- (4) 塩素消毒設備計画・設計
- (5) 組織/運営維持管理計画
- (6) 環境社会配慮
- (7) 施工・調達計画/積算

## 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2012年に予備調査実施済み
- ・本件プロポーザルについては、記載分量、内容を簡潔にさせていただく予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。